

諮 問 事 項

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び
規制基準の設定について

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について（案）

1 規制地域及び区域区分

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次のとおり指定する。

市町村名	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
奈義町	—	すべての地域

2 規制方法

法第 4 条第 2 項の規定による臭気指数規制

3 規制基準

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における臭気指数に係る規制基準（第 1 号規制）

法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、区域の区分ごとに次表に掲げるとおりとする。

臭気指数に係る 規制基準	事業場の敷地の境界線の地表における規制基準	
	第 1 種区域	第 2 種区域
	—	1 4

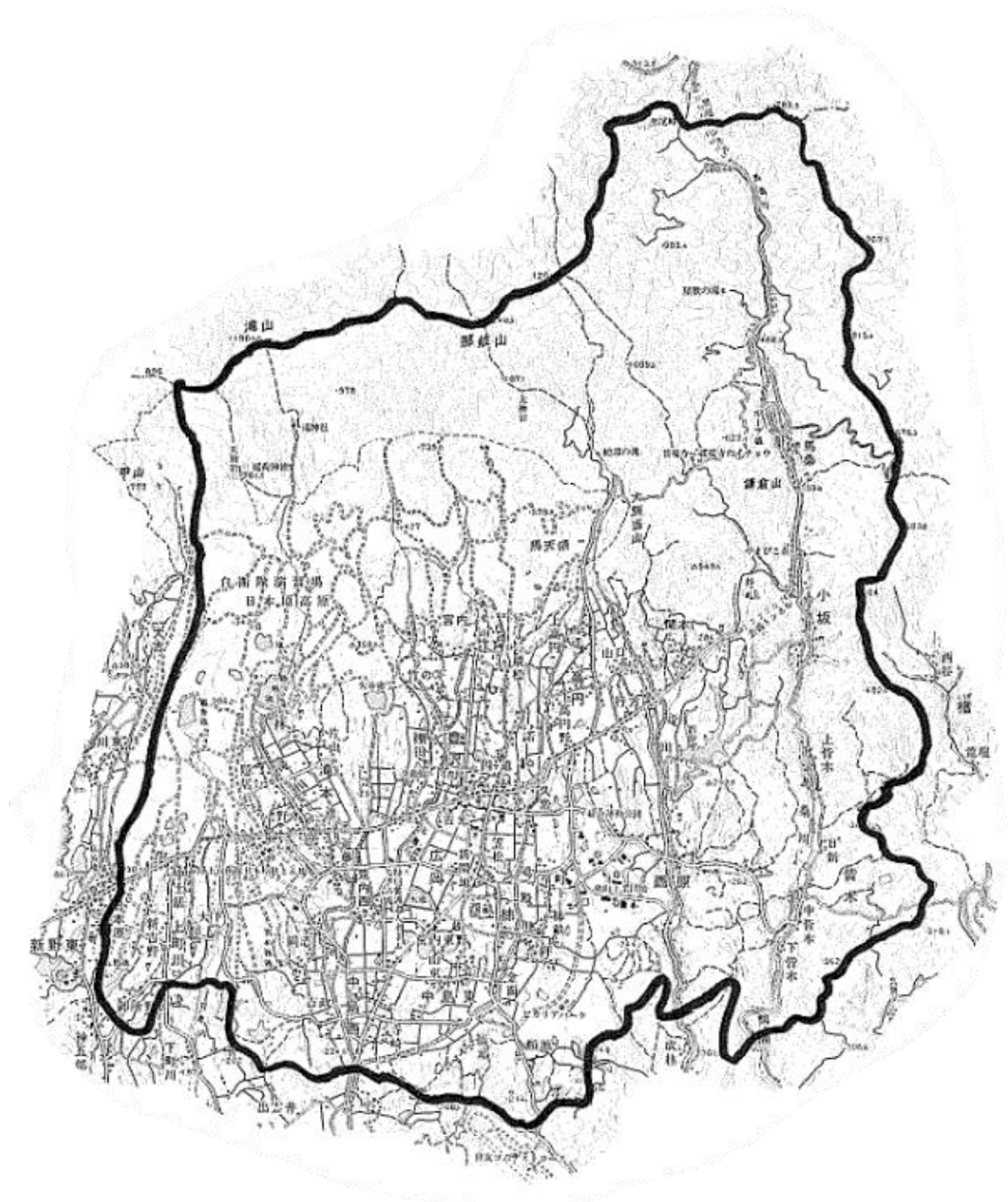
(2) 気体排出口における臭気指数に係る規制基準（第 2 号規制）

法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する気体排出口における規制基準は、(1)の規制基準として定められた値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「規則」という。）第 6 条の 2 に規定する方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数とする。

(3) 排水口における臭気指数に係る規制基準（第 3 号規制）

法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する事業場から排出される悪臭原因物である水の敷地外における規制基準は、(1)の規制基準として定められた値を基礎として、規則第 6 条の 3 に規定する方法により算出して得た排水水の臭気指数とする。

悪臭防止法に基づく規制地域図（奈義町）



第2種区域